

第 9 号

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定することとする。

令和2年9月11日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(熊本県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和32年熊本県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条第3項第10号中「第85条第6項」を「第137条第6項」に、「第109条」を「第151条」に、「第132条」を「第173条」に改める。

(熊本県情報公開条例の一部改正)

第2条 熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)の一部を次のように改正する。

第37条第2号中「第50条第1項」を「第117条第1項」に改める。

(熊本県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第3条 熊本県住民基本台帳法施行条例(平成14年熊本県条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表第3選挙管理委員会の項事務の欄第1号中「、第86条の4第1項」を「又は第86条の4第1項」に、「若しくは第5項(漁業法(昭和24年法律第267号)第94条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)又は同条第6項」を「、第5項、第6項」に改め、同欄第2号中「(漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第9条において準用する場合を含む。)」を削る。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。

(提案理由)

漁業法(昭和24年法律第267号)の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。